

〈論文〉

2001年ユカタン州知事選挙をめぐる政治過程

——PAN 政権誕生後のメキシコ地方選挙*——

渡 辺 暁

序

2001年5月27日のユカタン州地方選挙¹⁾は、2000年12月に国民行動党 (Partido Acción Nacional, 以下 PAN) のビセンテ・フォックス＝ケサーダ (Vicente Fox Quesada) が大統領に就任し、70年以上にわたって政権の座にあった制度革命党 (Partido Revolucionario Institucional, 以下 PRI) が下野して以後、メキシコ全国で初めての州知事選挙となった。同州には、保守系の PAN が1990年代を通じて州都メリダ市長のポストを維持するなど、PRI に対抗する野党勢力の基盤があり、直前の2000年連邦選挙でも PAN と PRI の勢力が拮抗していたため、2001年地方選挙では激しい競争が予想された。その上、「恐竜 (dinosaurios)」と呼ばれる PRI の守旧派の中で、最も有力な政治家の一人として知られる、ビクトル・セルベラ＝パチェコ (Victor Cervera Pacheco) 知事が、前年の大統領選挙敗北を受けてどう選挙を戦うのかという意味でも、注目を集めた。

この2001年ユカタン州地方選挙では、全国的にも前例のない、選挙管理委員会の設置をめぐる紛争が生じた。州議会の過半数を握る PRI が選挙戦を有利に進めるため、自党に縁のある人物達を強引に選挙管理委員に任命したのに対して、反対する野党は連邦選挙法廷 (Tribunal Electoral del Poder Judicial de la Federación) にこの決定の違法性を訴えたのである。

連邦選挙法廷はこの訴えを認めて州議会に任命のやり直しを命じたが、セルベラ知事の指導のもと、PRIの議員たちは「地方自治の尊重」を大義名分としてこの命令に従わない姿勢を見せたため、紛争は長期化し、選挙直前まで選挙管理委員会が正常に機能しないという異例の事態が発生した。

本稿の目的は、2001年のユカタン州地方選挙の過程を検討することを通して、メキシコにおける地方レベルでの民主主義の現状について考察することである。州知事選挙、州議会選挙、並びに市町村²⁾ (municipio) の市長・参事会議員³⁾ (regidor) 選挙といった地方選挙は、連邦選挙法ではなくそれぞれの州の選挙法に基づいて実施されるが、結果を含めた選挙過程の合法性について最終的な判断を下すのは、連邦選挙法廷の管轄となっている。つまり、連邦選挙法廷は連邦選挙レベルのみならず、地方選挙レベルでも民主主義を保護する役割を担うが、この連邦選挙法廷の制度がユカタン州のケースにおいてどのように機能したのかを把握することで、メキシコの地方政治レベルにおける、民主主義の現状が判断できるはずである。

以下、まず第I章で近年のメキシコにおける政治体制の変化と地方政治の関連について考察し、続く第II章ではユカタン州の歴史・地理的状況と政治制度を概括する。これらを踏まえ、後半の2つの章は2001年ユカタン州地方選挙について扱う。すなわち、第III章では選挙の前哨戦となった選挙管理委員会の委員選任をめぐる紛争過程、第IV章では選挙戦と選挙結果、ならびに選挙結果の承認をめぐる選挙後の司法過程を検討する。最後に結びでは以上の議論をまとめ、地方政治レベルにおけるメキシコの民主化の現状について筆者の見解を述べる。

I 民主化と地方政治

メキシコの政治体制は、2000年大統領選挙におけるPRIの敗北に象徴されるように、ヘゲモニー政党PRIを中心とした独特の権威主義体制から民主主義体制へと移行してきた。本章では、この全国レベルでの政治体制の変化と地方政治の民主化との関わりを、地方分権化の流れにも配慮し

つつ考察し、2001年ユカタン州地方選挙の過程が地方政治レベルでの民主化の今後を考えるにあたって重要な事例であることを示す。

1 民主主義の位置づけとメキシコにおける民主化

民主化と地方政治の関係を考える前に、民主主義・民主化そのものを本稿ではどう位置づけるかについて、またメキシコの連邦レベルでの民主化の現状について述べておく。

1) 民主主義の位置づけ

民主主義の定義は数多く存在するが、ダイヤモンドはそれらを整理して、立憲国家であること、法の支配、定期的かつ競争的な選挙、軍のシビリアンコントロール、といった最小限の条件が守られていれば民主主義と見なす「選挙民主主義 (electoral democracy)」と、それらに加えて政府の権限の制限や少数派の政治参加などの条件を備えていなければいけないとする「自由民主主義 (liberal democracy)」に大別している (Diamond 1999: 7-13)。

本稿で扱うのは主として選挙制度とその運用の実態を巡る諸問題であるため、結論として導けることは選挙に関する事象に限定される。同時に、「全ての市民が自由に参加する、公正かつ定期的に行われる選挙によって、公共の権力を行使する代表が選出されることは、民主主義の基本的な必要条件」(Middlebrook 1998: 3)であり、これについて考えることは十分意義のあることであろう。従ってこの論文では民主主義を、ダイヤモンドの言う選挙民主主義、あるいは広義の民主主義の必要条件ととらえ、選挙が法に則して運用されているかどうか、を民主主義定着の基準として考えるものとする。

ただし、PRI を中心とした権威主義的な政治体制から、徐々に民主化してきたメキシコの政治過程を考えると、民主的な制度の整備に先だって社会の要請があったことに気づく。たとえば、1970年代の政治改革の必要性が認識されたのは、1968年の学生運動の結果であったし (Ortega 2001: 302-303)、1990年代の一連の政治改革の引き金となったのは、1988年の

選挙における野党連合の盛り上がりや、1994-95年の経済危機に対する反発であった。従って、政府に対して民主化を要求する反対勢力の台頭は、本稿で扱う制度面の民主化と密接な関係にあることを付記しておく。

2) メキシコにおける民主化

連邦レベルでのメキシコの民主化は、2000年の連邦選挙でPRIが敗北を喫した事実象徴される通り、1996年の連邦選挙法 (Código Federal de Instituciones y Procedimientos Electoral) の改正によってほぼ達成されたと言われる (Schedler 2000: 5-9)。新しい連邦選挙法の制度的に見てもっとも大きな特徴は、連邦選挙管理機構 (Instituto Federal Electoral, 以下IFE) の運営を市民の中から選ばれた市民選挙管理委員 (Consejero ciudadano) に全面的に委嘱し、行政府と政党の決定権を排除したことであった⁴⁾ (Becerra, Salazar y Woldenberg 1997: 31-37.)。この連邦選挙管理機構の再編によって、選管の中立性が高まったほか、有権者の登録から投票、集計までの過程で不正を防ぐための様々な工夫がなされた。

政党間の競争の条件を公平なものに近づけようとした点も、新しい選挙法の評価されるべき点である。具体的には、政府の交付する政党助成金が大幅に増え、その分配方法も小政党に有利となったため、結果として政党間の資金面での格差が緩和されたことがあげられる。2000年に全ての政党に支給された政党助成金の総額は、3億1570万ドルにのぼった (Ortega 2001: 569, Cuadro 3.)。一方で民間からの政治献金に関しては、各政党は公的助成金の10%までしか現金の形での献金を受け取ることができないなどの制限が課された⁵⁾。また、各政党にラジオ・テレビでの宣伝・広告を無償で放送する権利が与えられたほか、報道の中立性を守るための規定が作られるなど、マスメディアと政治の関係が整備された。

以上、民主主義の概念と、メキシコの連邦レベルにおける民主化の現状を整理した上で、次節以降では民主化と地方政治の関連について見ていく。

2 地方政治における民主化の重要性

チワワ州での調査を中心として1980年代以降の民主化を研究したチャンドは、野党が早くから成長するなど全国にさきがけて民主化勢力が登場したチワワ州において形成された民主化への流れが、これらの運動を担った政党や教会といった社会組織を通じて全国に広がったと考え、地方における民主化が中央の民主化に影響したとする立場を取っている (Chand 2001: 3)。

また地方政治の研究で知られる J. フォックスも、「地方政府レベルでの民主化の進展度が、全国レベルでの民主政治への見通しに影響する」と述べ、地方政治の民主化の重要性を主張している (Fox 1994: 105)。地方政治の民主化が望まれる具体的な理由として、彼は①権威主義的なエンクレーヴを解消する必要性、②州レベル、市町村 (municipio) レベルと言った政府の各層を異なった政党が担当することで、政治アクター達が民主主義に重要な権力の共有を学べること、③野党政治家が実務経験を積む機会が増大すること、そして④地方政府の能力向上に伴い社会政策が活性化すること、の四点をあげている (Fox 1994: 106)。

いずれの研究者も、地方レベルでの民主化が全国レベルでの民主化にとって重要と考える点で一致している。それでは逆に、全国レベルでの民主化がある程度達成された現在の状況は、地方レベルの民主化にどう影響するのだろうか。この二つのレベルにおける民主化の関連を、逆の方向からとらえ直す視点も有用であろう。この問題について考えるにはまず、民主化が地方政府と中央政府の関係をどう変えたのかを見極める必要がある。

3 民主化と地方分権化

メキシコ革命のさなかに起草された1917年憲法は、メキシコを連邦国家と規定する一方で、連邦政府、特に行政府に大きな権限を与えた (憲法第40条、第90条)。そのため、革命後のメキシコは連邦国家としての体裁をとりながらも、実質的には強力な中央集権国家であった (Mizrahi 1997: 4)。71年間にわたる PRI 長期政権時代の最初の60年間、全ての州知事ポ

ストはPRI出身者によって占められてきた。彼らは例外を除いて、実質的な中央政府のエージェントであり、党の最高権力者である大統領の決定に従ってきた (Mizrahi 1997: 5)。

こうしたことから、PRIによる事実上の単一党支配は地方政府が中央政府に従属する関係を助長していたと言える。ところが、民主化の進展によってこの地方—中央間の関係は変化する。1989年にバハカリフォルニア州でPANのエルネスト・ルッフォ知事が誕生したのを皮切りに、PRI以外の党出身の州知事が誕生するようになった。PRIに属さない彼らは、それ以前の州知事たちのように、大統領が超法規的ともいえる強権をもって操作することはできない存在となり、中央政府に対してより自立的な立場を取るに至った。また幾つかの地方政府を手中にしたPANは、国会の予算審議の場でも、地方政府への予算配分増加の要求を掲げていく。

PRI中央政府の側も、1980年代からサリナス政権期 (1988-94) にかけて地方分権化に着手していたが (Merino 1996)、この流れは、セディーヨ大統領が新連邦主義 (Nuevo Federalismo) を打ち出し、財政面での自治体の主導権の拡大をめざしたことによって本格化した (Zedillo 1998: 75)。こうした野党側と政府側、双方からの働きかけによって、1990年代には地方分権化が進むことになった。

ところで地方分権化の動きは、地方の民主化にどのように作用するのだろうか。野党知事が誕生した州など、ある程度民主化が具体化した地域では、より大きな権限と責任とを民主的に選ばれた政治勢力に委譲する地方分権化は、民主主義の強化に資すると予想される。しかし、地方政治の場が「民主主義の苗床と言うよりも、[権威主義的な旧勢力が] 延々と居座る、民主化に抵抗する勢力の温床とな」り、分権化が民主化にとって逆効果となる可能性を指摘する論者もいる (Cornelius 1999: 11) ([] 内引用者補足)。中央集権体制の弱体化は、地方政治の相対的な活性化をもたらすが、「地方政治のアクターの中には、民主的な気質のものもいれば、明らかに権威主義的で自らの企てと利益を追い求めるものもいる」(Cor-

nelius 1999: 10) ため、分権化が、期待されるべき民主的地方自治に直結するとは限らない、とコーネリアスは主張する。

とはいえ、たとえばチャンドが研究したチワワ州や、初めて野党知事の誕生したバハカリフォルニア州、そして野党が常に高い支持率を得てきた連邦区のような「民主化の先進地域」とでも言うべき州・区の民主化勢力がなければ、国レベルでの民主化は起きなかったであろう。つまり、地方における民主化は、メキシコ全体の民主化に大きな影響を与えたといえる。

しかしこれとは逆に、国政選挙において与野党交代が実現したという事実は、必ずしもメキシコ全体に民主主義が行き渡ったことを意味しない。コーネリアスが危惧するように、民主主義の実現が懸念される地域も残されるのである。1994年の時点でJ.フォックスは、北部各州のような、民主主義が定着し、選挙が円滑に行われるようになった地域が一部にある一方で、従来型の政治が色濃く残る地域も存在していると指摘した (Fox 1994: 109)。1990年代を通じて全体的な民主化の進展は見られたものの、2001年現在もこうした地域差は存続し、「民主主義の後進地域」における民主化が課題として残されている。

4 連邦選挙法廷の仕組み

こうした、民主化の遅れている地域における民主化推進のためには、どのような方策が考えられるだろうか。民主化に向けた必要条件として公正な選挙の実施があげられるが、公正さを保証するためには何らかの制度的枠組みが必要となる。この制度的枠組みが選挙に起因する紛争を専門に扱う法廷、連邦選挙法廷である。選挙結果ならびに選挙過程の合法性を審査する法廷は1990年に創設され、1996年の連邦選挙法改正に伴ってその役割が強化された (Becerra, Salazar y Woldenberg 1996: 132-133, 142-144)。従前の選挙法廷と異なる点として、連邦最高裁判所内に設置されていること、そして各州の地方選挙に関する不服申し立てを、この法廷に上告することが可能となったことがあげられる⁶⁾ (Becerra, Salazar y Woldenberg 1996: 154)。なお、政党が地方選挙に関して連邦選挙法廷に提訴するの

は、州レベルの選挙法廷が下した判決を不服として上告する場合に加え、選挙過程の合法性が守られていないとして直接告訴する場合がある。

ユカタン州の場合、選挙に関する紛争は、まず州選挙法廷 (Tribunal Electoral de Estado) で審議され、異議申し立てがある場合には州高等選挙法廷 (Tribunal Superior Electoral) に上訴する制度になっている。しかし、追って第IV章で触れるように、こうした州レベルの選挙法廷は、行政府と癒着して政権党に有利な審判を下すおそれがあることから、その中立性が懸念されていた。そこで、地方選挙を巡る紛争についても、州の選挙法廷で結審した訴えを連邦選挙法廷に上告できるようにすることで、客観的な裁判を保証する制度的枠組みができあがった (憲法第99条、第IV項)。つまり、1996年の選挙法改正においては、連邦選挙のみならず地方選挙の公正さを確保するための仕組みも同時に整えられたと言える。

連邦主義に基づき分権化が進む中で、地方政府の権限は尊重されなければならない。選挙法の制定や選挙の実施についても、それぞれの州の裁量が認められるべきである。一方で、各自治体の政府は民主的に選ばれる必要がある。そこで、連邦選挙法廷が地方選挙を管轄する制度が、地方選挙の民主的な実施を保証するために導入された。それでは、連邦選挙法廷の仕組みは十分に機能しているだろうか。次節では、2001年のユカタン州地方選挙をめぐる政治過程が、この問いを考えるための格好の事例であることを述べる。

5 2001年ユカタン州地方選挙の重要性

2001年ユカタン州地方選挙は、どのような重要性を持つのか。まず第一に、この選挙がフォックス政権誕生後最初の地方選挙であり、中央での与野党交代が地方選挙に影響を与えたのかどうかを見極める、最初の機会であったことがあげられる。また、J.フォックス (Fox 1994: 105) が述べたように、地方政治レベルでの民主主義の状況が国全体の民主主義に影響するならば、この2001年地方選挙の政治過程が民主的なものであったかどうかを考察することは、今後のメキシコ全体の民主主義の定着にとって、

重要な示唆を与えるものと考えることができる。

そして、第Ⅲ章で詳しく述べるように、ユカタン州議会の過半数を握る PRI は、セルベーラ知事の指導のもと、連邦選挙法廷の決定に対して度重なる異議申し立てを行なった。前節で紹介したように、連邦選挙法廷は地方選挙が民主的に行なわれるように監視する役割を担っているが、PRI のセルベーラ派の取った行動は、こうした制度的枠組みに対する挑戦であった。こうした制度に負荷がかかった困難な状況の中で、地方選挙の監督機関としての連邦選挙法廷がどのように機能したのかを見ていくことで、この制度の有効性が浮かび上がってくると考えられる。

こうした重要性を持った2001年のユカタン州地方選挙であるが、この選挙について扱う前に、次章ではユカタン州の社会的、政治的状况について触れる。

Ⅱ 2001年ユカタン州選挙の社会的・政治的背景

2001年のユカタン州選挙は、どのような条件のもとで実施されたのだろうか。本章ではまず、同州の地理的特性と選挙制度について概括した後、今次選挙において主要な政治アクターとなったセルベーラ知事と、ユカタン州で独自の発展を遂げてきた対抗勢力 PAN に焦点を当て、両者の力関係を概観する。

1 ユカタン州の歴史的・地理的背景

ユカタン州は、カリブ海に面したユカタン半島の北側に位置する。同半島は海上交通の利便に恵まれ、外部世界との交易が盛んであった一方、陸路を通じてのメキシコ中心部との往来がほぼ不可能であったため、独立後も独自の歴史をたどって来た (Quezada 2001: 140-163; Torres 1971: 20)。そのため現在でも地域主義が強く、第Ⅲ章で詳述するようなセルベーラ知事の「連邦主義・反中央政府」のレトリックもこうした州民感情に訴えかけようとしたものであった。

2000年現在の州人口は166万人を数える。その4割以上、70万5000人が

州都メリダ市に集中しているが、同市を除けば4万人以上の人口を持つ市町村は4つしかなく、残る大部分は農村部に住んでいる（INEGI 2001：25）。このような都市部と農村部の対照は、政治面にもはっきりと現れており、PRIは農村部を中心に支持を集めてきたのに対して、第4節で述べるようにメリダにおいてはPANの勢力が強い。

19世紀後半から20世紀の前半にかけてユカタンの経済を支えたのは、半島原産のリュウゼツラン科の植物、サイザル麻（henequén）であった。船舶用ロープの材料として利用されたサイザル麻は、半島経済に大きな利益をもたらしたが、同時にユカタンの農業をサイザル麻輸出のみに特化させ、典型的なモノカルチャー経済へと変えた（Quezada 2001：158-163）。その結果20世紀後半に入りサイザル麻生産が斜陽化すると、ユカタンは深刻な経済問題に苦しむようになった。現在ではサイザル麻の生産は激減し、作付面積は1960年の31万ヘクタールから2000年には8万ヘクタールにまで縮小、生産額も農業全体の8.2%、州総生産の0.4%にまで落ち込んでいる⁷⁾。

以上述べてきたように、ユカタン州の特徴として、メキシコの中心部から離れていること、大都市メリダと農村部の対比がはっきりとしていること、そして社会的にはサイザル麻にかわる産業を見つけ出せず、経済発展が滞っていることがあげられる。こうした社会的特徴を踏まえ、次節以降では同州の政治状況を見ていく。

2 ユカタン州の選挙制度

セディーヨ大統領の主導のもと、PRI、PANおよび民主革命党（Partido de la Revolución Democrática, 以下PRD）の主要三政党の協議が生み出した1996年の連邦選挙法改正により、メキシコでは公正な選挙を保証する制度的な枠組みが整ったと言われる（Schedler 2000：8）。しかし、連邦選挙法はあくまでも連邦選挙に適用されるルールであり、地方選挙に関しては州ごとに選挙法が制定されている。これら州法の改革は必ずしも連邦選挙法と歩調を合わせてきたわけではないため、旧来の選挙法の問題点が

残っている場合も多い (Aguayo 1998: 183; Crespo 1996: 9)。したがって、ユカタン州の地方選挙を取り上げるには、まず同州の選挙法を調べる必要がある。この節では、連邦選挙法とユカタン州選挙法との違いを指摘し、ユカタン州の制度面における民主化の実情について考える。

現行のユカタン州選挙法によれば、選挙を施行する主体はユカタン州選挙管理機構 (Instituto Electoral del Estado de Yucatán, 以下 IEEY) である。同機構の最高意思決定機関である選挙管理委員会 (consejo electoral) は、市民の中から選ばれた7名の市民委員 (consejero ciudadano) を中心に構成される。選挙管理委員は、政党及び市民団体や同業者組合によって推薦された人物たちの中から選ばれ、議会の5分の4の承認を得て任命されるが、この基準は連邦選挙法が連邦選挙管理委員会の委員に要求する条件 (議会の3分の2の承認) よりさらに厳しい (Becerra, Salazar y Woldenberg 1997: 36; IEEY 2000: Art. 86, III)。また、選挙の透明性を高めるために設置される選挙監視員制度についても、ユカタン州選挙法は連邦選挙法と同様、メキシコ国民のみならず外国人が監視員として登録することを認めている (IEEY 2000: Art. 17-24)。ここまで見る限り、ユカタン州選挙法の下で公正な選挙を実現するための仕組みは、連邦選挙制度のそれに比べて遜色がないように見える。

その一方で、ユカタン州の制度を連邦選挙制度と比べた場合の問題点として、マスメディアの選挙報道に関する規制の欠如があげられる。連邦選挙法には、IFEがニュース番組の内容をモニターすることが明文化されており、またメディアの報道に偏りがあった場合、各政党あるいは候補者には、反論の権利が与えられている (Becerra, Salazar y Woldenberg 1997: 118-124)。この制度によって、政党あるいは候補者を不当に攻撃する類の報道を規制する効果が生まれたといえる。事実、1990年代初めまで多くのメディアは政府の強い影響下にあったが、1997年の選挙ではその報道姿勢がより客観的になったと評価されている (Aguayo 1998: 173)。対して、ユカタン州選挙法のメディア関連条項には、政見放送についての取り決め

はあるが、報道の客観性などについては特に規定がない（IEEY 2000： Art. 46-49）。

こうした連邦選挙法とユカタン州選挙法との相違点に加え、同州の選挙制度においては、選挙結果に対する異議申し立ての過程が他の州とは違う点を指摘しておく。異議申し立ては、まず州選挙法廷で審議され、判決に対する上訴は州高等選挙法廷において審議される。州高等選挙法廷で敗訴した党は、連邦選挙法廷に上告することができる。

2000年の連邦選挙でIFE ユカタン州支部の市民選挙管理委員を務めたマッカーティーは、州選挙の結果承認過程においてこうした3段階の制度をとっているのはユカタン州のみであり、他州では州選挙法廷の判決に対する不服申し立ては、直接連邦選挙法廷に上告されると指摘している⁸⁾。実際、追って第IV章第4節で見ると、州裁判所レベルでの審査過程に時間がかかり、連邦選挙法廷への上告が間に合わなくなるという事態が生じた。

以上の検討をまとめると、ユカタン州選挙法は市民委員の選出方法や選挙監視員の認証については、連邦州選挙法に準じた規定を持っているが、報道の客観性に関する規定がない他、不服申し立てを審議する法廷が他州の地方選挙制度と異なり、二つあることがわかる。こうした特徴が、どのような影響を及ぼしたのかについては、追って第III、IV章で述べることにする。

3 PRI セルベーラ知事の政治手法

ユカタン州では、「恐竜」と呼ばれる権威主義的なPRI政治家の中でも最大の實力者とされる、ビクトル・セルベーラ＝パチェコが1995年から知事職を務めてきた。彼は1970年メリダ市長選に当選、前回選挙でPANに奪われたポストを奪回した。国政レベルでも上院議員を1期、下院議員を2期務めたほか、サリナス政権下では農地改革相となった。また、1995年の選挙で州知事に選出される以前、1984年から1988年まで知事代行（gobernador interino）を務めており、通算11年間知事職にあった。メキ

シコの憲法では、国会議員の連続再選や大統領の再選が禁止されるなど、公選職の再選を禁止する傾向がある⁹⁾。これにならって州知事の再選を認めない州が大半であるが、ユカタン州法はこうした知事の再選を認めており、彼は二度にわたって知事職を務めた、少なくとも PRI 政権以降では唯一の人物である。

政策面では、マキラドーラを誘致するなど、不振の農業部門に代わる代替産業を模索したこと、そして貧困対策として、自転車、洗濯機などの生活物資を無料又は分割払いで住民に配布するなどの現物支給を行なったことなどがあげられる。こうしたポピュリズム的な政策に加え、連邦政府が農業生産者支援プログラム (El Programa de Apoyos Directos al Campo, 通称 PROCAMPO) の一環として支給する補助金を、知事自らが州内各地に出向いて劇場的とも言える手法で分配した点などにも、PRI への支持を強化しようとした知事の意図が反映しているといえるだろう (*Revista Peninsular*, #553, 26/V/2000)。

また、セディーヨ大統領時代には州知事と大統領の対立がいくつかの州で表面化した (Cornelius 1999: 6-9)、セルベーラ知事は、権威主義的な政治体制を引きずった古い世代の政治家であると見られているものの、新自由主義政策をかかげる連邦政府との良好な関係を保っていたことを指摘しておく。むしろ彼は、中央からの社会政策用の資金援助をうまく活用することによって、ユカタン州での自らの支持基盤を固めようとした。前述の PROCAMPO のような新自由主義的社会政策の利用は、そのよい例であろう¹⁰⁾。

以上見たように、2001年選挙をめぐる政治過程の主役の一人であるセルベーラ知事は、旧タイプの政治家との評価もあるものの、選挙を視野に入れて様々な方法で支持を得ようと努めていたことがわかる。次節では知事率いる PRI に対抗する勢力、PAN について扱う。

4 ユカタンにおける PAN

ユカタン州において PRI に対抗する政治勢力の代表は PAN である。

1939年の同党の結党から半年後には州支部が作られるなど、ユカタン州における PAN は早い時期から発展してきた。これにはいくつかの要因が考えられる。トーレスは、サイザル麻の生産により地主層が強かったユカタンでは、カルデナス大統領が行った農地改革に対する反発が特に大きく、こうした反対勢力が PAN に結集したこと、ならびに同党の有力指導者の一人がユカタン州出身であったことを指摘している (Torres 1971: 44)。一方で、近年のロアエサの研究は、カルデナス政権に対する反対勢力によって PAN が結成されたとする伝統的な見方に批判的であり、むしろメキシコ革命後の権力闘争に入り込めなかった階層の、独自の政治思想によって生まれたと考える (Loeza 1998: 105)。このロアエサの主張に理解を示すスポルディングは、国境地帯独自の文化や中央からの政府支配の相対的な弱さが北部における PAN の発展に寄与したと見られることから、東南部の極にあるユカタンの事例にも同様の考察が適用可能であることを示唆している (Spalding 2000: 5-6)。このようにユカタン州における PAN の成立と発展に関しては様々な説明がある。本節ではこれらの説を紹介するにとどめるが、いずれにせよ注目すべきことに、ユカタン州は北部を中心に出発した PAN にあって、例外的な南部の拠点となった。

ユカタン州の PAN は1946年以降1970年までは、主だった選挙に候補を擁立してきた。同党の候補が最初に勝利したのは1958年の連邦下院議員選挙である (Torres 1971: 9-10, 44)。この勝利には「民主主義の建前 (façade) を守るため」、中央の PRI が自党候補を捨石にして野党を勝たせたとの説もある (Torres 1971: 55)。とはいえ、PRI が議会のほとんど全ての議席を独占していた時代に、選挙に勝って議席を得られたのは、ユカタン州における PAN の存在が十分強力だったからであるといえるだろう。

ユカタン州の PAN が勝利した初めての重要な選挙は、1967年のメリダ市長選であった。トーレスは、この選挙結果に代表される1960年代の反対勢力の盛り上がり进行分析して、長引くサイザル麻輸出の低迷による農業部

門の不況、メリダ市の上水道敷設をめぐる汚職問題の発覚、そしてユカタン特有の現象といえる、マスメディアの二極化、言い換えればPANを支援するマスメディアの存在、という三つの要因をあげている (Torres 1971: 30)。こうして誕生したPAN市政は、PRIの統括する州政府との対立に苦しんだものの、一定の成果をあげた (Torres 1971: 67-71)。メリダ市長となったビクトル・コレア＝ラチョー (Víctor Correa Racho) は2年後、1969年の州知事選挙にも立候補した。彼はこの選挙に敗れたが、選挙結果を不服とする支持者による大規模な抗議運動が起き、PANがユカタンに確固とした基盤を築いたことを示した (Torres 1971: 90-94; Quezada 2001: 246)。

とはいえ、この敗北以降PANの勢いは沈静化する。1970年にPRIがメリダ市長の座を奪い返して以降、次にPANが選挙で勝利を手にしたのは20年後であった。1970年代にはPANは低迷し、地方選挙には参加しなかった。また1982年の経済危機、そして民主化の進展をスローガンにしたデラマドリ大統領就任を受けて行われた1984年の州知事選挙では、PANの勝利が予測されたが、与野党交代は実現しなかった。選挙監視運動の推進者としても知られる政治学者アグアーヨは、1984年の段階においても、PRIによる選挙不正がPANの「敗北」という選挙結果に大きく影響したと指摘している (Aguayo 1998: 170)。北部チワワ州の州知事選挙でPANが敗北し、大規模な抗議運動が起きたのはこの2年後の1986年であった。

PANがメリダ市長選挙に再び勝利したのは1990年である。ユカタン州のPANの指導者たちは、この勝利の背景として、1988年選挙におけるマヌエル・クルティエル (Manuel Clouthier) 大統領候補の活躍が追い風となったことと、同党の中央執行部が政党助成金の受給を認めたことで、選挙資金が増えたことを指摘している (Spalding 2000: 11-12)。これらに加え、さらに直接的な要因は、選挙結果に対する抗議活動が成果を上げたことであった。1990年の市長選挙では、当初PRI勝利との結果が選管から発表されたが、PAN側の組織した抗議によってこの結果が覆った。サ

リナス期には、野党側の抗議によってPRIの勝利が取り消されたケースが数多く見られ、選挙後の抗議活動は野党の重要な選挙戦術の一つであったとさえ言えるが、メリダ市長選でもこれが成功したことになる。

1993年の市長選挙でも、当選したPRI候補が中央政府の圧力から辞任を余儀なくされ、PANの候補が逆転当選した（Spalding 2000: 12）。その後PANは1995年、1998年の市長選挙に勝ち、1990年代を通じてメリダ市長のポストを維持してきた。また、セルベーラが当選した1995年の知事選挙も、PANの成長に加えて1994年に起きた経済危機の影響も受け、接戦となった¹¹⁾。

2001年の地方選挙に先立つ2000年連邦選挙は、ユカタン州においてはPRIとPANの二大政党がほぼ同数の票を獲得した。上院議員選挙の結果はPANと「緑と環境の党」（Partido Verde Ecologista de México）の連合である変革連合（Alianza por el Cambio）46.3%に対してPRI 46.8%、大統領選挙では変革連合47.1%に対してPRI 46.1%と、両勢力の均衡がよく現れた結果となった¹²⁾。

以上からPANは、同党の設立当初からユカタン州に支部を持ち、1967年のメリダ市長選に勝利するなど古くから勢力を保持したこと、1970年代には停滞したものの、1990年代に入ってからメリダ市長の座を守るなど、確固たる地位を築いてきたことがわかる。このようにPANとPRIの勢力がほぼ拮抗した状況の下、第Ⅲ、Ⅳ章で詳述するように、2001年地方選挙では激しい選挙戦が展開された。

Ⅲ 2001年選挙をめぐる政治過程——選挙管理委員任命問題

第Ⅱ章第2節で簡単に触れたが、ユカタン州選挙管理委員会（Consejo Electoral del Estado）は、①政党あるいは一定の基準を満たす市民団体によって推薦された市民から選ばれる議決権を持った7人の市民委員（consejero ciudadano）、②議会の2大会派が1名ずつ指名する、発言権は持つが議決権を持たない委員、③同じく発言権のみを持つ、各政党の代表者

(representantes del partido)、並びに④市民委員に指名される書記 (secretario técnico) によって構成される (IEEY 2000: Art. 86, I; Art. 87, Art. 89)。この委員会は州選挙管理機構の運営・決定を担う重要な存在であるため、前述の通り、①の市民委員は州議会の5分の4の賛成をもって承認されなければならない。本章では2001年ユカタン州地方選挙に重要な影響を及ぼした、選挙管理委員任命をめぐる問題を扱う。

1 問題の発端

州における政権党であるPRIは、選挙戦を有利に進めるために、選挙管理委員に自党に近い人物を任命しようと画策した。選挙管理委員会設置をめぐる紛争はまず、2000年8月31日、PRIが多数派を占めるユカタン州議会が、州選挙管理委員会の委員全員の任期延長を認可したところから始まる (TEPJF 2001a: 1)。このとき、州選挙法によれば全体の5分の4、つまり定数25名中20名の賛成を必要とするところ (IEEY 2000: Art. 86, III)、実際には15名の賛成を得たのみであった。それにも関わらずPRIが強引に議事を押し切ったことから、PRDは連邦選挙法廷にこれを不服として提訴した。連邦選挙法廷はこの訴えを認め、任命のやり直しを州議会に命じた (TEPJF 2001a: 2)。

10月14日、州議会はこの判決にしたがって手続きを踏み直し、改めて正委員7名、補欠7名の市民委員を選出した。しかしこの再手続きも、候補に上がった59名のうち、選出された14名のみが市民委員としての資格を満たしているとした恣意的な審査に基づいたものだった (TEPJF 2001a: 3)。そのためPAN、PRDの両野党は再びこれを不服として連邦選挙法廷に訴え、11月15日、同法廷はこの州議会の決定を無効とし、任命のやり直しを命ずる判決を下した (TEPJF 2001a: 4)。

しかし州議会はこの判決に従わず、州議会によって任命された選挙管理委員会は、11月15日に活動を開始した¹³⁾。12月11日、連邦選挙法廷は11月15日の判決に従うようにとの最後通告を発したが、州議会はこれにも従わなかったため (TEPJF 2001a: 5)、連邦選挙法廷は12月13日、自ら選挙管

理委員の任命を進める決定を下し、12月27日に州選挙法に従って抽選でそれぞれ7人の正委員と補欠を選出した（TEPJF 2001a： 6-9； IEEY 2000： Art. 86, IV）。

法的な側面から見ればこの紛争は、野党の訴えを受けた連邦選挙法廷が、州議会に選挙管理委員会任命のやり直しを求めたのに対して、州議会が従うことを拒否した、と言う構図にまとめることができる。しかし、セルベーラ知事が度々「連邦政府の州自治への介入に反対する」旨の発言を繰り返すなど、州議会の「不服従」には州政府の後押しがあった（*Sur Proceso*, #20, 2/XII/2000； #21, 16/XII/2000）。つまり、この選挙委員会設置をめぐる対立は、ユカタン州の自治を主張する州政府と、民主主義の手続きを執行しようとする中央＝連邦選挙法廷との間に生じたものであったととらえることができる。

2 二つの選挙管理委員会の並立

2001年1月15日、連邦選挙法廷の抽選により選ばれた委員たちが、委員会としての認証を受けるために州選挙管理機構の建物に向かった。しかし建物は州議会が承認した委員会に占拠されており、またPRI支持者が周辺の道路を封鎖していたため、委員たちは入場することができず、彼らに同行した選挙監視団体や人権擁護団体の幹部や、野党の支持者らが暴行を受ける事態にまで発展した。結局、連邦選挙法廷によって委員たちはメリダ市内の広場で結成式をすることを余儀なくされ、これ以降数週間にわたって、二つの選挙管理委員会が並立する異例の事態となった（*Sur Proceso*, #24, 20/I/2001.）。

選挙法廷によって選ばれた委員会は、市内の各所で会合を開きつつ、選挙準備のために必要な資材を自ら調達しながら選挙準備をすすめた¹⁴⁾。一方の州議会によって選ばれた委員たちは、連邦選挙法廷が出した立ち退き命令を無視して州選挙管理機構の建物での活動を続けたが、連邦警察に拘束されるおそれがあることから人身保護令状（amparo）を携行した¹⁵⁾（*Sur Proceso*, #24, 20/I/2001）。連邦選挙法廷は選挙管理委員ならびに州

知事であるセルベーラによる「不服従」を公式に非難し、州議会で承認された選挙管理委員たちに対して、数回に渡り判決に従うようにとの警告を發した (TEPJF 2001a: 12-15)。

事態を收拾すべく、セルベーラ知事が議会で提出した最終妥協案は、これら二つの委員会を合併した14名のメンバーによる通称「スーパー委員会」(super-consejo) に選挙の運営を担当させるというものであった。この提案は3月8日に与党の多数派によって可決されたが、同日、連邦選挙法廷は、州議会によって選ばれた選挙管理委員会に対して、判決に従うようにとの警告を發し、また3月14日、二つの委員会の合併という措置ではこれまでの判決の要求を満たすことはできないとの理由から、8日の議会決定を無効とした (TEPJF 2001a: 16; *Sur Proceso*, #28, 17/III/2001)。

3 「政治的」決着

選挙管理委員会の設置をめぐる紛争は、最終的には政治的決着を見た。3月29日、内務大臣サンティアゴ・クリール (Santiago Creel) の立会いのもと、PRI、PAN、PRD の主要三党の中央執行部代表がメキシコシティにおいて声明を發表し、ユカタン州知事選挙の期日通りの実施に向け、連邦選挙法廷が選んだ選挙管理委員会に全面的に協力することを宣言したのである。こうして、抽選により選ばれた委員会が選挙の運営にあたることが確認されたが、この合意には、「二つの選挙管理委員会 [連邦選挙法廷によって選ばれたものと州議会によって選ばれたもの] が行ってきたこれまでの努力が考慮され、選挙実施に生かされるように [準備をすすめるべきである]」との但し書きが入った (*Revista Peninsular*, #597, 30/III/2001) ([] 内は引用者補足)。つまり、州議会によって選ばれた選挙管理委員会の進めてきた選挙準備活動も事実上有効なものとして認められ、連邦選挙法廷の選任した選挙管理委員会に引き継がれることになったわけである。

州選挙法に定められた選出基準を満たしておらず、本来ならば「不法」な存在であったはずの選挙管理委員会の、それまでの活動が事実上認めら

れたこと、州選挙管理機構の建物の「不法占拠」や、セルベーラ知事ら PRI の政治家が中心となって指導した、連邦選挙法廷に対する「不服従」運動に何ら処罰が科せられなかったことから、政治的な決着があったことは明らかである。

以上のような経過をたどり、連邦選挙法廷での抽選を経て正式に選出された委員会が、選挙管理機構の建物で準備活動を始めることができたのは、選挙7週間前の4月9日であった¹⁶⁾。本来ならば4ヶ月かけて行なう選挙準備を7週間で進めることを余儀なくされた上、前述した通り州議会が選出した選挙管理委員会の準備作業が有効とされたため、この委員会によって任命されていた各選挙区 (distrito) ・市町村 (municipio) の選挙管理委員会には、特定の政党寄りの人物が配属されるなどの問題が残った¹⁷⁾。

IV 選挙戦と選挙後の混乱

本章では、前章で述べたような対立を経て始まった選挙戦と、選挙後の混乱の経過を追う。まず選挙実務の運営と選挙報道に見られるマスメディアの傾向に焦点を当て、選挙戦を取り巻く状況を概括した後、有力な二陣営 PRI と PAN の選挙運動の性格を明らかにする。続いて選挙当日の模様とその結果にふれ、最後に選挙後の司法の場における紛争の過程について扱う。

1 選挙を取り巻く2つのアクター：選挙管理機構と報道機関

この節では、選挙がどのような状況のもとで繰り広げられたのか、選挙戦の条件を決めた重要なアクターである選挙管理機構と報道機関の動向に着目する。具体的には選挙管理機構による選挙準備の状況、そして選挙報道の実態を見ていく。

1) 選挙準備活動の遅れ

二つの選挙管理委員会が3ヶ月以上並立するという異常事態が終結した後も、選挙管理委員会の活動は困難を極めた。実質的な準備期間が7週間しか与えられず、個々の投票所を管理する役員の研修など、必要な準備作

業に十分な時間がさげなかった上、PRI 側から様々な妨害活動があったためである。

選挙不正を防止するための装置としてメキシコで大きな役割を果たしてきた、選挙監視員の認証ならびに選挙管理機構による開票速報の実施も、PRI の反対から一時は実現が危ぶまれた。ともに最終的には実現したものの、一部の選挙監視員希望者が認証を取り消されるなどの問題が起きたほか、結果速報も手続き上の不備から発表が滞った。こうして、委員会発足の遅れによる様々な制約のため、選挙管理機構は選挙速報の迅速な公表など一部の活動に支障をきたしたが、最終的には期日通りに選挙の実施にまでこぎつけた。

2) 選挙報道の客観性

1960年代以来、ユカタン州では政府の影響を受けたメディアと、PAN に近い独立系の *Diario de Yucatán* (以下 *DY*) 紙の対立の構図が続いてきた。*Sur Proceso* (以下 *SP*) 誌や *Revista Peninsular* (以下 *RP*) 誌のような、客観性を重視した雑誌もあるものの、影響力の強いメディアは新聞ならびに放送であり、両メディアの報道内容の多くに偏りがあったことは否めない。第II章第2節で述べた通り、ユカタン州の選挙制度には報道に関する規定がないため、こうした傾向に法的に歯止めをかける手段はない。

選挙監視を中心に活動する PAN 寄りの NGO、市民家族戦線 (Frente Cívico Familiar, 以下 FCF) が2001年4月5日～18日に行ったモニター調査によれば、民間放送は2大政党である PRI と PAN をほぼ公平に扱っているのに対し、政府系のテレビ・ラジオ放送局は、公共の資金で運営されているにも関わらず、あからさまに PRI ならびにその候補者を支援し、また野党を中傷していると結論付けている (FCF 2001: 4)。同様に印刷メディアに関しても、*iPor Esto!* 紙などは明らかに PRI を好意的に扱っていることを指摘している (FCF 2001: 7)。

以上、選挙報道に関してまとめれば、州立の放送局が与党候補に圧倒的

に有利な報道を行っていたという問題があったこと、そして報道機関が政府寄りと PAN 寄りに二極化していた点に特徴があるといえる。

2 候補者と選挙運動

2001年の州知事選挙は、実質的に PRI のオルランド・パレーデス＝ララ (Orlando Paredes Lara) 候補と、PAN に加え、PRD、労働党 (Partido del Trabajo)、「緑と環境の党」の各野党の推したパトリシオ・パトロン＝ラビアーダ (Patricio Patrón Laviada) 候補の一騎打ちとなった。

PRI のパレーデス候補は、国会議員、州議会議員などの公選職の他、1984年から1987年の間セルベラ知事 (当時は知事代行) のもとで州政府の官房長 (secretario general) を務めた経験を持つ。彼はセルベラ知事に近い人物としても知られ、彼が知事候補に決まったのも知事自身の意向が強く働いたためと言われる (SP, #24, 20/I/2001; RP, #593, 2/III/2001)。

2月24日に正式に決定されたパレーデス候補の擁立は、PRI のコンセンサスを得られなかったため、内部から多くの離反者を出す結果となった (SP, #27, 3/III/2001)。いくつか例をあげれば、3月の時点でビクトル・マンサニーヤ＝シャフェル (Victor Manzanilla Schaffer) 元州知事が、PRI 内の彼に近いグループは対立候補に投票するとの可能性をほのめかした他、連邦選挙法廷と州議会との対決を期に PRI を脱党したガスパル・シウ (Gaspar Xiu) 州議会議員は、4月以前に多くの党員が PRI を離れたと推測している (SP, #30, 15/IV/2001)。また、2000年大統領選に向けた党内予備選挙以来、セルベラ知事と対立関係にあったロヘル・トーレス (Roger Torres) は、強引な知事選候補決定を嫌い、対立候補であるパトロン候補の選挙運動に加わった¹⁸⁾ (RP, #596, 23/III/2001)。

一方のパトロン候補は、1995年にメリダ市長、2000年には連邦上院議員に当選した経歴を持つ。知事候補を決定する2001年1月の党内予備選挙に大差で勝ち、PAN の正式候補に選出された。彼は前年の大統領選挙におけるフォックスの選挙戦略を踏襲し、また「ユカタンのフォックス」のイメージを押し出すことで、2000年大統領選挙におけるフォックス当選の追

い風を利用した (SP, #24, 20/I/2001)。

PRI、PAN に次ぐ第3の政党、PRD が候補を支持したことも、パトロン候補に有利に働いた要因の一つであった¹⁹⁾。1994年以降3回の連邦選挙で15%強の得票率をあげている PRD は、早くから PAN が PRI に対する反対勢力として存在したユカタン州では、弱小勢力にとどまっている。とはいえ、同州における前年の連邦議会選挙での PRI と PAN の差が得票率にして1%に満たなかったことを考えれば、PRD の支持は知事選の結果を左右する重要な要素であった。しかも PRD は、パトロン候補を支援するにあたって同党の政権参加などの条件をつけなかった (RP, #593, 2/III/2001)。FCF 代表のギジェルモ・ベラは連立の決め手として、両党がセルベラ率いる PRI の打倒を共通目標として掲げていたことに加え、ユカタンにおける両党の政策が比較的近かったことを指摘している²⁰⁾。

2001年選挙に際しての PAN の選挙運動で特徴的だったのは、農村部における組織拡大である。1990年代を通じ、PAN は州人口の約半分を占めるメリダでは確固たる勢力を築いたものの、農村部への進出は遅れていた。こうした状況を打開するため、PAN は各市町村支部への支援策として、同党を支持する企業家に特定の支部への資金援助を依頼するというシステムを作り上げた²¹⁾。こうした PAN の組織作りが、農村部における同党の集票能力を強化する効果をあげたと考えられる。

本節では有力二陣営の候補者擁立過程と選挙運動の様子を見てきたが、PRI の場合はパレーダス候補の擁立が分裂を招いたのに対し、PAN のパトロン候補は他の野党の支持も集めたことが対照的であったといえる。

3 投票日当日の様相ならびに投票結果

選挙当日、5月27日には、悪天候にもかかわらず多くの有権者が投票所に足を運び、68%と高い投票率を記録した²²⁾。投票終了後、選挙管理機構による速報の発表は遅れたものの、報道各社などによって出口調査の結果が続々と発表され、パトロン候補の優勢を伝えた。PAN 独自のアンケート調査で当選が確実になったとして、フォックス大統領も選挙当日の夜に

パトロン候補に祝福の電話を入れ、公式結果の発表を待たずしてパトロン候補勝利は決定的となった。

選挙管理機構が6月3日に発表した公式結果によれば、パトロン候補は355,280票（有効票の52.3%）を獲得、302,340票（同44.5%）を獲得したパレーデス候補に52,940票、7.8ポイントの差をつけた。続いて6月5日、州議会選挙の全選挙区の結果が出そろった。定数25の内、15議席が小選挙区制、10議席が比例代表で選出されるが、15の小選挙区のうちPRI候補が7選挙区、PANの候補が8選挙区で勝利し²³⁾、また比例代表ではPANが5、PRIが4、PRDが1議席をそれぞれ獲得した。合計では、PANが13議席、PRIが11議席、そしてPRDが1議席を獲得したことになる。

4 選挙結果承認をめぐる司法過程

選挙管理機構によって公式な選挙結果が発表された時点で、各政党は選挙結果に対する不服申し立てを州選挙法廷に提出し、戦いは司法の場へと移った。この節では、州選挙法廷・州高等選挙法廷の構成についてふれた後、司法過程がどのように進展したのか、知事選挙、議会選挙のそれぞれについて、時系列に沿って分析する。

1) 州選挙法廷・州高等選挙法廷の構成

第I章第3節で述べたように、州レベルでの選挙法廷の裁判官には中立的でない人物が任命される可能性が指摘されてきた。それでは、この2001年地方選挙において招集された州選挙法廷・州高等選挙法廷の裁判官の中立性はどうかであったか。

州選挙法廷の裁判官は、各政党並びに経営者団体などの社会組織の推薦を受けた候補の中から、抽選で選ばれる。この抽選は2000年10月9日に行われたが、このとき野党の推薦した候補が不当に除外されたとするPRDの訴えを連邦選挙法廷が認めたため、11月17日に再度抽選が行なわれ、5名の裁判官が決定した。しかし、そのうち3人が、州政府内部での職を歴任するなど、PRIと密接な関係を持つ人物であると、PANの選挙対策担当幹部は指摘している（DY, 13/VI/2001）。また、州高等選挙法廷の裁判官

3名に関しても、その内2名はPRIに近い経歴を持ち、しかも1名は州議会選挙にPRIから出馬した経験があることを、PAN、PRD両党の幹部は指摘している(DY, 4/VII/2001)。

これらの意見は野党側の人物のものであり、それ自体が必ずしも客観的なものとはいえない可能性がある。しかし、特定政党から選挙に出馬した人物が裁判官に任命された事実は、問題視されてしかるべきであろう。

2) 司法過程の進展

各政党が州選挙法廷に提出した不服申し立ての総件数は、知事選挙、州議会選挙、市長選挙の各カテゴリーをあわせて73件に上った。PRIは6月6日、知事選挙の無効を求めて提訴したが、6月16日には州選挙法廷が、6月25日には州高等選挙法廷がこの訴えを棄却した(DY, 7/VI/2001; 17/VI/2001; 28/VI/2001)。これを受けてPRIは連邦選挙法廷に上告したが、同法廷も7月24日この上告を棄却し、パトロン候補の当選が確定した(TEPJF 2001b)。

はっきりとした差がついた知事選以上に問題となったのは、議会選挙において接戦となった二つの選挙区(第10選挙区と第12選挙区)の結果であった。6月24日、州選挙法廷でPAN—PRD連立候補の勝利した第12選挙区の結果を無効とし、再選挙を命じる判決が下された。一方で、PAN候補の勝利した第10選挙区に関するPRIの無効請求は認められなかった(DY, 25/VI/2001)。この判決を受け、PRIは再度第10選挙区の結果の無効を訴え、州選挙高裁に上訴した。これに対して第12選挙区に関する判決を不服とするPANとPRDは、州選挙高裁に上訴すると同時に、州選挙法の定める期間内に判決を下さなかった以上、一審の判決は無効であるとの訴えを、連邦選挙法廷に対して直接起こした。

そして議会招集の前日、6月30日に議会選挙に関する最終的な判決が出た。第12選挙区については、連邦選挙法廷がPAN—PRDの主張を認め、再選挙を命じた州選挙法廷の一審判決を無効としたため、同選挙区の結果が再度承認される運びとなった。その数時間後、州選挙高裁では第10選挙

区での PAN—PRD 共通候補の当選が覆され、PRI 候補が勝利したとする判決が下された (*Jornada*, 1/VII/2001)。

その結果、最終的な議席配分は PRI と PAN がそれぞれ12、PRD が1 となった。つまり、集計直後の公式発表に比べ、PRI が一つ議席を増やし、PAN が一つ議席を減らしたことになる。こうして、州知事選挙ではパトロン候補が勝利したものの、PAN は議会の過半数を制することができず、逆に PRI が議会を通じて一定の影響力を維持することとなった。

3) 司法過程の問題点

ここで法的過程の問題点を整理する。PAN の議会内過半数を阻止した州選挙高裁判決の内容自体にも議論の余地があるが、より重要な問題は、州選挙高裁の判決が、議会の召集される直前に出されたため、この結果を不服とする側に対して、最高裁にあたる連邦選挙法廷に上告するための時間的余裕が与えられなかったことである。実際に PAN は、この第10選挙区に関する判決を不服として連邦選挙法廷に上告したが、同法廷は議会がすでに召集されていることを理由にこの訴えを棄却した (*DY* 3/VII/2001)。

FCF のペラは、この連邦選挙法廷の措置に関して、選挙の過程が時限性の高いものである以上、選挙の進行は不服申し立てを可能とするだけの時間的余裕をもって進めなければならないとした憲法の規定 (憲法116条、d, e) に、州選挙高裁は明らかに違反しているにも関わらず、連邦選挙法廷が何ら対策を講じなかったことに疑義を表している (*DY* 4/VII/2001)。

V 結び

中央における与野党交代が示すように、着実に進行しているメキシコの民主化は、地方政治にどの程度波及したのだろうか。本稿では、まずメキシコの民主化と地方政治の関係について先行研究を整理し、中央レベルでの民主化は必ずしも地方レベルでの民主化を保証するものではないこと、今後の民主化の更なる進展のためには地方レベルでの民主化が不可欠であることを指摘した上で、2001年のユカタン州知事選挙について検討した。

第Ⅲ章で述べたように、この選挙の最大の特徴は、事前の選挙管理委員の任命をめぐる駆け引き、特に連邦選挙法廷と州政府の対立にあった。また、選挙後にも州議員選挙の結果が入れ替わるなど、司法過程が重要視された。したがって、今回の選挙では投票そのものよりも、選挙のルールをどう有利に設定するかが争点となったと言えるだろう。

1996年の連邦選挙法改正以降、連邦選挙法廷は地方レベルでの民主主義の確立を連邦レベルで監視する役割を担うようになった。今回のユカタン州選挙において同法廷は、州議会による選挙管理委員の違法な任命を取り消すなど、一定の機能を発揮した。しかし、違憲の可能性のある選挙後の州高等選挙法廷の決定を十分に審議しなかったほか、度重なるPRIによる「不服従」に対して強制力のある措置を取れなかった。こうしたことから、連邦選挙法廷はその役割を十分には発揮できなかったと考えられる。

2000年連邦選挙での劇的な政権交代によって、メキシコの民主主義の定着は既成事実とされつつある。しかし、本稿で扱った2001年ユカタン州地方選挙の例に見られるように、地方によっては民主主義の定着が危ぶまれるところが残っており、しかも民主的な選挙を保証するはずの連邦選挙法廷が必ずしも機能していない実態がある。今後のメキシコの政治状況を考える際に、こうした現状を見逃してはならないであろう。

注

*この論文の執筆に当たり、貴重なご意見を下さった久松佳彰氏、匿名の査読員の方々、そして大串和雄、飯島みどり両編集委員に、この場を借りてお礼申し上げます。

- 1) この選挙では、州知事(任期6年)ならびに州議会(一院制)議員と各自自治体の市長(それぞれ任期3年)が選出された。
- 2) メキシコでは市町村レベルの区分はなく、州の下に位置する自治体は全て *municipio* となる。本稿では日本の制度に準じて、*municipio* を市町村と訳す。
- 3) 参事会議員のうち、筆頭が市長(*alcalde*)となる。
- 4) 政権党であるPRIだけではなく、PAN、PRDの主要野党が立法過程に参加したこと自体も、この選挙法の新しい点であった。

- 5) ただし、こうした民間からの献金の制限は、政党の平時における活動資金に対するものであって、選挙運動資金については適用されない。実際、大統領選挙の選挙運動資金の上限は4億9200万ペソ（2001年1月の為替レートで5150万ドル）に設定されており、一つの政党が受け取る公的資金の総額に近い額である（IFE 2000.）。このことは、各政党が選挙資金を未だに民間からの政治献金に依存していることを示唆している。
- 6) ユカタンの事例以前に、連邦選挙法廷が地方選挙の結果を審議した例としてもっとも有名であったのは、2000年10月のタバスコ州知事選挙である。この時連邦選挙法廷は選挙結果を無効とし、選挙のやり直しを命じた（TEPJF 2000）。
- 7) INEGI（2001：351,367）より筆者計算。
- 8) IFE ユカタン支部選挙管理委員 Patricia McCarthy との Email による通信（2001年10月15日）。
- 9) 選挙で選ばれた大統領だけではなく、大統領代行としてその地位に着いた者も、再び大統領になることはできない。
- 10) PROCAMPO は、新自由主義政策の一環として農業支援のために支給される補助金である。2000年7月に行われた連邦選挙の直前、セルベラ知事は9月に支払われるはずのこの補助金の支給を前倒して行った。これには当時の与党である PRI に対する投票を呼びかける意味があったと考えられる。
- 11) この知事選挙では PRI の得票率49%に対して PAN は44%を獲得した。
- 12) なお、この選挙における PRD を中心としたメキシコ連合（Alianza por México）の得票率は、上院議員選挙、大統領選挙とも3.9%であった。
- 13) 筆者による選挙管理委員 Ignacio Puerto（弁護士・州弁護士協会の推薦により選挙管理委員候補となった）へのインタビュー（Mérida, 20 de junio de 2001）。
- 14) Ignacio Puerto へのインタビュー（Mérida, 20 de junio de 2001）。
- 15) 人身保護令状（amparo）とは、何らかの罪で検挙される可能性のある人物が、自らの正当性を主張し逮捕拘束を回避するため、法律の専門家に依頼して作成する書類である。議会による選挙管理委員の任命が無効であるとすれば、彼らは州選挙管理機構の建物を不法に占拠していることになり、連邦検察庁（Procuraduría General de la República）に検挙される可能性があった。
- 16) Ignacio Puerto へのインタビュー（Mérida, 20 de junio de 2001）。
- 17) 州都メリダ市の選挙管理委員会について、同委員会での PAN の代表は、メンバーのうち90%が PRI に関係のある人物であったとしている（*Diario de Yucatán*, 23 de mayo de 2001）。
- 18) この党内予備選では、トーレスは次点となったロベルト・マドラソ

(Roberto Madrazo) 候補の同州での選挙運動を指揮していたのに対し、セルベラ知事は結果的に大統領選に立候補したラバスティーダ候補を支持していた。

- 19) 州選挙法では、連立の取り決めがなくても、複数の政党が共通の知事候補を立てることが可能である (IEEY 2000: Art.54-65)。
- 20) 筆者による Guillermo Vela へのインタビュー (Mérida, 27 de mayo de 2001)。
- 21) 筆者による FCF メンバー Jorge Moreno へのインタビュー (Mérida, 27 de mayo de 2001)。
- 22) 筆者は “visitante extranjero” として、市民家族戦線メンバー Jorge Moreno に同行し、PRI が強力な地盤をもつ Izamal 市を中心に選挙監視活動に加わった。ここでは、選挙監視員が投票ブース内に PRI の候補への投票を促す書き込みを発見したほか、他州から選挙実施状況を視察に来ていた PAN の国会議員が、PRI の候補者から脅迫を受けるなどの事件があった。ただし、こうした選挙不正がどの程度結果に影響したのかを推定することは困難であり、ここでは筆者がこれらの事実を見聞したことを記すにとどめる。
- 23) PAN の州議会議員候補は 5 つの選挙区で PRD の推薦を受けた。

文献リスト

- Aguayo Quezada, Sergio. 1998. “Electoral Observation and Democracy in Mexico,” in Middlebrook, Kevin (ed.), *Electoral Observation and Democratic Transitions in Latin America* (La Jolla: Center for U. S.-Mexican Studies, University of California at San Diego), pp. 167-185.
- BANAMEX (Banco Nacional de México). 2001. *México Electoral (CD-ROM)* (México: BANAMEX).
- Becerra, Ricardo, Pedro Salazar y José Woldenberg. 1997. *La reforma electoral de 1996: Una descripción general*. (México: Fondo de Cultura Económica).
- Chand, Vikram. 2001. *Mexico's Political Awakening*. (Notre Dame: University of Notre Dame Press).
- Cornelius, Wayne. 1999. “Subnational Politics and Democratization: Tensions between Center and Periphery in the Mexican Political System” in Wayne Cornelius, Todd Eisenstadt, and Jane Hundley (eds.), *Subnational Politics and Democratization in Mexico* (La Jolla: Center for U.S.-Mexican Studies, University of California at San Diego), pp. 3-16.
- Crespo, José Antonio. 1996. *Votar en los estados: Análisis comparado de las legislaciones electorales estatales en México*. (México: Porrúa / Fundación Friedrich Naumann / Centro de Investigación y Docencia Económicas).

- Diamond, Larry. 1999. *Developing Democracy: Toward Consolidation*. (Baltimore : Johns Hopkins University).
- Diario de Yucatán* (www.yucatan.com.mx, アクセス日2001年10月14日)
- Estados Unidos Mexicanos, Los. 2001. *Constitución política de los Estados Unidos Mexicanos* (Naucalpan : Editorial Esfinge).
- Fox, Jonathan. 1994. "Latin America's Emerging Local Politics" in *Journal of Democracy*, 5(2), April, pp.105–116.
- Frente Cívico Familiar. 2001. "Las elecciones estatales de 2001 en los noticieros de Yucatán." Mimeo. (Mérida : Frente Cívico Familiar).
- IEEY (Instituto Electoral del Estado de Yucatán). 2000. *Código Electoral del Estado*. (Mérida : IEEY).
- IFE (Instituto Federal Electoral). 1999. *Código federal de instituciones y procedimientos electorales y otros ordenamientos electorales* (México : IFE).
- . 2000. "Regulaciones para fijar gastos de campaña y límites establecidos para las elecciones federales del año 2000", (www.ife.org.mx, アクセス日2001年10月15日)
- INEGI (Instituto Nacional de Estadísticas, Geografía e Informática). 2001. *Anuario estadístico del Estado de Yucatán*. (Aguascalientes : INEGI).
- Jornada, La*. (www.jornada.unam.mx, アクセス日2002年1月10日)
- Loeza, Soledad. 1999. *El Partido Acción Nacional: La larga marcha 1939–1994*. (México : Fondo de Cultura Económica).
- Merino, Mauricio. 1996. "La (des)centralización en el sexenio de Carlos Salinas," *Foro Internacional*, 46(1–2), enero–junio, pp. 372–399.
- Middlebrook, Kevin. 1998. "Electoral Observation and Democracy in Latin America," in Middlebrook, Kevin (ed.), *Electoral Observation and Democratic Transitions in Latin America* (La Jolla : Center for U.S.–Mexican Studies, University of California at San Diego), pp. 167–185.
- Mizrahi, Yemile. 1997. "Pressuring the Center : Opposition Governments and Federalism in Mexico," Documentos de Trabajo 71. (México : Centro de Investigación y Docencia Económicas).
- Ortega Ortiz, Reynaldo Yunuen (ed.). 2001. *Caminos a la democracia* (México : El Colegio de México).
- Quezada, Sergio. 2001. *Breve historia de Yucatán* (México : Fondo de Cultura Económica / El Colegio de México).
- Revista Peninsular* (www.larevista.com.mx, アクセス日2001年10月14日)
- Schedler, Andreas. 2000. "The Democratic Revelation," *Journal of Democracy*, 11

- (4), October, pp. 5–19.
- Spalding, Rose. 1998. “Political Parties in Yucatán : Regionalism, Strategy and Prospects for the PRI”. Paper presented to LASA Congress, Chicago, September 24–26.
- . 2000. “Opposition Politics, Party Pluralism, and Electoral Democracy in Yucatán”. Paper presented to LASA Congress, Miami, March 16–18, 2000.
- Sur Proceso* (www.procesosur.com.mx, アクセス日2001年10月7日)
- TEPJF (Tribunal Electoral de Poder Judicial de la Federación). 2000. Boletín de Prensa, No. 71, 29 de diciembre. (www.trife.org.mx アクセス日2001年10月14日).
- . 2001a. “Síntesis de la Sentencia del Caso Yucatán.” (ユカタン州選挙監視員説明会配布資料) México, D.F., 26 de abril.
- . 2001b. *Boletín de Prensa*, No.27, 24 de julio. (www.trife.org.mx/ アクセス日2001年10月14日).
- Torres Ramírez, Blanca Rosa. 1971. “The Mexican PAN : A Case Study of the Party in Yucatan.” Thesis, St. Antony’s College, Oxford University.
- Zedillo Ponce de León, Ernesto. 1998. *Cuarto informe de Gobierno* (México : Presidencia de la República).